

公益財団法人富山コンベンションビューロー
コンベンション開催支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山県内で開催される大型コンベンションの開催を支援するため、公益財団法人富山コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）が行うコンベンション開催支援事業補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(補助対象)

第2条 補助金交付の対象となる事業及びコンベンションの規模等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コンベンションの主催者（以下、「主催者」という。）によって、コンベンションに付随して実施される県内観光（産業観光を含む。）のための交通機関、文化・観光施設等の利用（旅行事業者等への委託で実施するものを含む。）
 - (2) コンベンションの参加者（以下、「参加者」という。）を歓迎するレセプションとして、会場や宿泊施設で開催される富山県の伝統芸能・郷土芸能の披露
 - (3) 会場・宿泊施設等において、参加者をサポートする看護師・保育士・通訳（手話通訳を含む）・介護ヘルパー等の派遣サービスの利用
 - (4) 分散した会場間や会場と県内各駅・空港等を移動するシャトルバスや介護タクシー等による参加者の送迎（ただし、別に市町村の補助金等の交付を受ける場合を除く）
 - (5) ユニークベニュー（歴史的建造物、寺社仏閣、史跡、美術館、博物館、公園等、本来の通常の用途とは異なる目的で特別に貸し出される会場）の活用
- 2 前項に掲げる事業であっても、次に掲げるものは対象としない。
- (1) 宿泊を前提としていないコンベンション
 - (2) 対象とする地域が中部地域に満たないもの
 - (3) 国又は地方公共団体が主催するもの
 - (4) 展示会、見本市、スポーツ大会、コンクール、フェスティバル、音楽会、演劇会、企業の職員研修など
 - (5) 予め開催順序が定められており、富山県での開催順となるもの
 - (6) 営利を目的とするもの、政治色の強いもの及び宗教色の強いもの

(7) 暴力団対策に関する法令で定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が参加するもの

(8) 前項各号ごとの事業につき、事業費が5万円に満たないもの

3 前二項の規定にかかわらず、ビューロー会長〈以下、「会長」という。〉が特に必要と認めるものについてはこの限りではない。

(補助金の額等)

第3条 補助率及び補助金の限度額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。

(補助手続き)

第4条 主催者は、ビューローから富山県でのコンベンション開催要請を受け、その要請に応ずる旨申し出たとき、会長に「コンベンション開催支援事業補助金交付申請書」(様式第1号)を提出することができる。

2 前項により交付申請書の提出があったとき、会長は必要な審査を行い、補助金交付の採否を決定する。

(決定の通知)

第5条 会長は、補助金交付を決定したとき、その旨交付申請をした主催者に「コンベンション開催支援事業補助金交付決定通知書」(様式第2号)をもつて通知する。

(申請の取下げ)

第6条 主催者は、申請したコンベンションを開催できなくなった場合、補助金交付申請を取下げるものとする。

(実績報告)

第7条 主催者は、コンベンションが終了したとき、「コンベンション開催支援事業実績報告書、補助金請求書兼振込依頼書」(様式第3号)を会長に提出する。

(補助金の額の確定及び通知)

第8条 会長は、提出された実績報告書の内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、主催者に対して「コンベンション開催支援事業補助金の額の確定」(様式第4号)をもって通知する。

(補助金の支払)

第9条 補助金は、主催者の指定する金融機関の口座に振込むことにより支払うものとする。

(決定の取消)

第10条 会長は、主催者が次の号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付を申請したとき

(2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき

(補助金の返還)

第11条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象となる事業	補 助 率	補助金の限度額
県内観光 (第2条第1項(1)に掲げる事業)	補助対象経費の2分の1以内 (千円未満切り捨て)	10万円
伝統芸能 (第2条第1項(2)に掲げる事業)	補助対象経費の2分の1以内 (千円未満切り捨て)	10万円
派遣サービス (第2条第1項(3)に掲げる事業)	補助対象経費の2分の1以内 (千円未満切り捨て)	5万円
シャトルバス送迎 (第2条第1項(4)に掲げる事業)	補助対象経費の2分の1以内 (千円未満切り捨て)	10万円
ユニークベニュー活用 (第2条第1項(5)に掲げる事業)	補助対象経費の2分の1以内 (千円未満切り捨て)	10万円

注)但し、補助対象となる事業が複数にわたる場合は、合計した補助金の上限額を40万円とし、一括して交付申請等を行うものとする。